

## 民事訴訟最終通達書

訴訟番号 平成19年(ワ)第6号5034

この度、ご通知致しましたのは、あなたの納付されていない消費料金  
について契約会社、運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされ  
ました事をご通知いたします。このままご連絡なき場合原告側の主張が  
全面的に受理承諾され下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て  
訴訟手続きを開始させていただきます。

尚、裁判後の処置として裁判所による執行証書の交付のもと給料差し  
押さえ、及び動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官の立会いの  
もと強制的に履行させていただきますのでご了承下さい。

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては受付時間内  
に受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から  
ご連絡頂きます様お願い申し上げます。

以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 平成19年12月4日

(民事第1部管理課) 0120-

受付時間 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

〒102-0084

東京都千代田区二番町17-1

法務局認定法人

民事訴訟通達事務機構